

【常陽社内キャッシュサービスの利用に関する規定】

第1条(社内キャッシュサービスの利用対象者)

①社内キャッシュサービスは、常陽銀行(以下「常陽」という)の預金者で「常陽エースカード」を保有する方に限り利用できます。

第2条(社内キャッシュサービスを受ける方法)

①社内キャッシュサービスを受ける場合は、所定のカードを使用してください。

②社内CD機の使用にあたっては、その機器に表示される指示文言に従って操作してください。

第3条(社内キャッシュサービスをうけられる金額)

①社内キャッシュサービスは、あなたの銀行における指定口座の残高の範囲内(当該貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)で利用してください。

②社内CD機で受取った金額は、その場でお確かめください。

③社内キャッシュサービス利用時に、社内キャッシュサービス利用控(振替日、振替金額、振替後残高等を記載)を交付します。

第4条(社内キャッシュサービス利用金額の決済)

①社内キャッシュサービス利用金額は、銀行が会社の請求に基づき、あなたが指定した預金口座から社内キャッシュサービス利用時に引落します。

第5条(カードの発行等の取扱い)

①カードは銀行に預金口座をお持ちの方に発行いたしますので所定の「社内キャッシュサービス利用申込書」を会社に提出し「預金口座振替依頼書」及び「常陽社内エースカード作成依頼書」に、あなた名義の「常陽エースカード」をそえて銀行に提出してください。
なお、社内キャッシュサービスを利用できるカードは本人カード1枚のみとし、代理人カードによる利用はできません。

②次の場合はただちにカードを会社に返却してください。

(イ) カードが無効となった場合

(ロ) 退職、転勤する場合

(ハ) 指定預金口座を解約する場合

③カードは譲渡、質入、貸与できません。

第6条(カードの事故、免責等)

①カードの紛失、盗難等の事故があった場合は、ただちに会社へ通知するほか銀行に書面により届出てください。

②前項のお届出以前に、所定のカードが使用され、社内CD機が暗証番号を照合のうえ現金を支払った場合は、カードの紛失、盗難、及び暗証番号の漏洩、盗難その他いかなる事故があった場合でも、その支払は本人に対するものとして第3条により処理するものとし、会社は一切の責任を負いません。

③社内CD機およびカードを所定の使用方法によらないで取扱ったため生じた損害についても同様とします。

第7条(社内キャッシュサービスの停止)

①社内CD機の故障または会社の都合により社内キャッシュサービスを中止することがあります。

②カードにつき、き損、汚損等がある場合は、社内CD機の使用ができない場合があります。

第8条（解約）

①この約定は、会社またはあなたの都合でいつでも解約することができるものとします。

②前項の場合は、カードをただちに会社へ返却してください。

第9条（守秘義務）

①会社は、社内キャッシュサービスにより知りえた利用者の個人に係る事項について秘密保持義務を負うものとします。

②会社は、利用者の預金残高については記録を一切残しません。

第10条（規定の変更）

①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)